

「10.28シンポジウム」開催趣意書

被災者支援のための新たな仕組

「災害ケースマネジメント(注1)」の確立に向けたシンポジウムの開催について

～ 日ごろから専門領域を越え、お互いの顔の見える関係づくりが重要です ～

5月のGWに能登地方で震度6強の地震が発生、その翌々日、被災地に大雨が降りました。今、日本全国で地震、台風、土砂崩れ、川の氾濫などの災害が頻発しています。

災害発生から数年後に行われた調査では、天井から雨が滴り、カビで真っ黒になった壁や畳に囲まれた生活を余儀なくされていたなど、被災者に必要な支援が届いていない実態の多く存在していることが明らかになっています。

一例として、以下のような原因が考えられます。

- ① 自ら助けを求めることの難しい高齢者の1人暮らし、夫婦世帯が増えていること
- ② ご近所づきあいが少なくなっていること
- ③ 被災者が公的な支援を受けるためには罹災証明書の申請が必要なのに、そのような重要な情報が伝わっていないこと

その一方で、個別の事情を踏まえて、人の生活を支援する立場の私たち専門士業は、災害発生時に誰とチームになり、どのように被災者を支援しなければならないかについて十分な想定ができていません。また、想定するための知識や経験が不足しています。

そのような中、国は令和5年3月28日に300ページにもわたる「災害ケースマネジメント実施の手引き」を公表しました。被災者の生活再建に係り、個別対応の重要性が謳われています。地方公共団体向けの手引書ですが、私たち専門士業にとっても、参考となる多くのヒントが含まれています。手引書は内閣府のHPから閲覧・ダウンロードできます。また、5月30日の中央防災会議においては「災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備」が、自治体が作成する地域防災計画の基本となる「防災基本計画」に位置づけられました。

これまでは大規模災害の少なかった奈良県ですが、南海トラフ地震が発生すると多くの地域で最大震度6強の揺れが想定されています。30年以内の発生確率は80%です。阪神淡路大震災クラスの直下型地震を引き起こす活断層帯が奈良県の下を数本走っています。

私たちに時間的な猶予はそれほどないと考えます。

令和5年10月28日開催のシンポジウムが、有事の際の「連携・協働」につながるきっかけとなることを願います。関係各位のご参加を心よりお待ち申し上げます。

令和5年7月吉日

奈良県社会福祉士会
奈良弁護士会

※注1:一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を実施する取組。